

災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する応援協定

埼玉県（以下、「甲」という。）、一般社団法人埼玉県浄化槽協会（以下、「乙」という。）及び一般社団法人埼玉県環境検査研究協会（以下、「丙」という。）とは、災害時における浄化槽の点検・復旧等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙及び丙に対し災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する応援を要請することについて必要な事項を定め、もって公共用水域等の水質保全と被災浄化槽の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「浄化槽の点検・復旧等」とは、次に掲げる行為をいう。

- （1）浄化槽の機能診断のための緊急点検及び実態調査、診断結果の通知
- （2）浄化槽管理者の求めに応じ、浄化槽の部品交換及び補修工事等、応急復旧等に係わる相談対応

（応援要請）

第3条 甲は、被災市町村の状況を確認し当該市町村から支援の要請があったときは、乙又は丙に対し応援を要請できるものとする。

2 前項の規定による応援の要請は、原則として次に掲げる事項を示して文書により行うものとする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭または電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1）応援を要請した被災市町村等の名称、範囲・地区
- （2）浄化槽の点検・復旧等の内容
- （3）その他必要な事項

（応援の実施）

第4条 乙及び丙は、応援の要請を受けた場合は、連携・協力して可能な範囲でこれに応ずるものとする。

（被災市町村との協議）

第5条 被災市町村と乙又は丙は、応援の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（実施報告）

第6条 乙及び丙は、第2条に規定する業務を終了したときは、次の各号に掲げる事項を速やかに文書で甲へ報告するものとする。

- （1）応援を要請した被災市町村等の名称
- （2）浄化槽の点検・復旧等の内容
- （3）その他必要な事項

（経費負担）

第7条 浄化槽の緊急点検に要する経費は、乙又は丙の負担とする。ただし、乙又は丙が行う緊急点検及び実態調査等に伴い特別な経費の発生が見込まれる場合については、甲乙丙及び被災市町村が協議する。

（損害賠償）

第8条 第4条の規定により応援に従事した乙の職員及び会員企業の従業員又は丙の職員がそのために死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては埼玉県環境部水環境課、乙においては一般社団法人埼玉県浄化槽協会事務局、丙においては一般社団法人埼玉県環境検査研究協会総務課を窓口として行うものとする。

（平常時の準備）

第10条 甲乙丙は、平常時から浄化槽の点検・復旧等が迅速に行えるよう、応急対策に用いる資材等の備蓄及び備蓄状況の把握や浄化槽管理者に対する災害に強い浄化槽の普及啓発に努めるものとする。

（協議）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年9月1日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

甲 埼玉県

埼玉県知事

大野元裕



埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目2番4号

乙 一般社団法人埼玉県浄化槽協会

理事長

月野邦英



埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地

丙 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会

代表理事

星野弘志

